

平成29年度 第1回 吹田市入札等監視委員会 会議録（概要）

- 1 開催日時 平成29年6月1日（木）午後1時30分から3時50分
- 2 場 所 吹田市役所 低層棟3階 研修室
- 3 出席委員 三浦 潤 委員長、 高橋 明男 委員、 梶 哲教 委員
- 4 会議概要 平成28年10月1日から平成29年3月31日までに締結した入札・契約方式別の発注案件の状況及び指名停止の措置の状況の報告を行った。  
また、平成28年10月1日から平成29年3月31日までに契約締結した予定価格が250万円以上の入札・契約案件461件のうち、次の各案件を各委員が抽出し、案件ごとに所管室課の担当者同席のうえ、審議を行った。

（抽出案件一覧）

案件番号	入札・契約方式	案件名	契約金額（円）
1	一般競争（工事）	片山浄水所・泉浄水所連絡管布設工事	3,140,013,600
		片山浄水所水処理施設更新工事	1,980,579,600
		片山浄水所水処理施設更新工事（電気設備移設等工事）	74,854,800
		片山浄水所水処理施設更新工事（建築電気設備工事）	73,807,200
		片山浄水所水処理施設更新工事（建築機械設備工事）	53,028,000
2	一般競争（賃貸借）	無線通信式防犯カメラ機器（第1期分）賃貸借	40,687,920
3	指名競争（賃貸借）	吹田市立千二留守家庭児童育成室及び東山田留守家庭児童育成室仮設教室賃貸借業務	108,993,600
4	指名競争（業務委託）	吹田市立片山小学校ほか18校園一般廃棄物（ごみ）定曜日収集運搬業務【長期継続契約】	15,085,440
		吹田市立千里第二小学校ほか14校園一般廃棄物（ごみ）定曜日収集運搬業務【長期継続契約】	12,165,552
		吹田市立佐竹台小学校ほか14校園一般廃棄物（ごみ）定曜日収集運搬業務【長期継続契約】	10,769,760
		吹田市立吹田第一小学校ほか12校園一般廃棄物（ごみ）定曜日収集運搬業務【長期継続契約】	10,108,800
		吹田市立吹田第二小学校ほか7校園一般廃棄物（ごみ）定曜日収集運搬業務【長期継続契約】	4,510,080
		吹田市消防本部一般廃棄物（ごみ）定曜日収集運搬業務【長期継続契約】	3,714,984
5	随意契約（業務委託）	阪急豊津駅前自転車駐車場夜間警備業務及び機械警備業務【長期継続契約】	11,757,000
6	プロポーザル（全ての業種）	吹田市立千里たけみ留守家庭児童育成室運営業務	70,180,000
7	随意契約（工事）	吹田市立高野台小学校外構改修工事	6,480,000
8	一般競争（コンサル）	配水支管設計業務（その1）	2,484,000
9	随意契約（コンサル）	吹田市立吹田第六小学校ほか18校建築物・建築設備定期点検業務	2,775,600
10	一般競争（物品購入）	吹田市立児童館防犯カメラ購入	4,735,800
11	随意契約（物品購入）	全国共通おこめ券【単価契約（基本契約に基づく発注分）】	6,260,380

5 委員からの質問とそれに対する回答

質問	回答
<p><b>【指名停止の措置の審議について】</b></p> <p>指名停止の運用状況一覧表の中で、どちらも贈賄行為による指名停止で、指名停止期間が1年の事業者と6か月の事業者があるが、どういう違いがあるのか。</p> <p>食品衛生法違反による営業停止処分を受けたことによる指名停止についても、5日間の営業停止処分に対して指名停止期間が1か月の事業者と、3日間の営業停止処分に対して指名停止期間が4か月の事業者があり、余りバランスが良くないように感じるが、根拠を教えてください。</p>	<p>本市の指名停止措置要領におきまして、市職員に対する贈賄行為の場合は期間を2年、また、市職員以外の公共機関の職員に対する贈賄行為で大阪府内の場合は1年、大阪府外の場合は6か月としております。</p> <p>指名停止期間が1年間の事業者は、大阪府内における贈賄の案件で、6か月間の事業者は、山形県での贈賄の案件です。</p> <p>食品衛生法違反による指名停止についても、事案が発生した場所が一方は香川県内の事案であったのに対し、もう一方は滋賀県内の事案で近畿府内となっているため、指名停止期間に違いが出たものです。</p>
<p><b>【抽出案件の審議について】</b></p> <p><b>【案件1】</b></p> <p>片山浄水所の施設概要と、吹田市の浄水事業における重要性や位置付けについて教えてください。</p> <p>この案件についての工事内容について説明してもらいたい。</p> <p>予定価格の積算根拠についてはどうなっているのか。</p>	<p>片山浄水所は地下水を処理して吹田市の南部地域へ送っていますが、昭和28年に浄水処理を開始してからかなり年数が経過し、老朽化しています。もう一つ南部地域一帯に給水している泉浄水所につきましては、地下水と淀川の表流水を処理していますが、低地にあつて災害が発生した場合に浄水処理能力がなくなってしまうため、抜本的な更新はせずに、維持補修に徹しています。片山浄水所については、標高があつて自然流下の水が使えるので、今回水処理施設を更新するものです。</p> <p>「片山浄水所・泉浄水所連絡管布設工事」については、大きな耐震管で両方の浄水所をつなぐ工事です。</p> <p>「片山浄水所水処理施設更新工事」については、現状は地下水を急速ろ過方式で処理していますが、地下水が採れる量が年々減ってきており、また、浄水所そのものも老朽化していますので、この機会に一括更新し、排水処理施設も新たに構築して、排水した水を再利用して、水を余すことなく使えるようにすることと、前処理が必要とならないようにコンパクトな施設の構築を目指しています。</p> <p>「片山浄水所・泉浄水所連絡管布設工事」及び「片山浄水所水処理施設更新工事」につきましては、耐震管の敷設について厚生労働省の水道施設整備費に関わる歩掛表を使って積算しており、土木工事に関しては国土交通省の積算基準を採用しています。</p> <p>「片山浄水所水処理施設更新工事（電気設備移設等工事）」については、国土交通省が出している下水道用設計標準歩掛表に基づいて積算しています。</p> <p>「片山浄水所水処理施設更新工事（建築電気設備工事）」と「片山浄水所水処理施設更新工事（建築機械設備工事）」につきましても、国土交通省の公共建築工事積算基準に基づいて適正に積算しております。</p>

質問	回答
<p>今回の工事は老朽化に伴って、かなり大規模な更新ということであるが、直近で大規模な更新が行われたのはいつか。それとも、これまでは大規模な更新ではなく、少しずつ更新してきたのか。</p> <p>今回落札した事業者は、このような工事について定評があって、信頼できる事業者か。</p> <p>その事業者は、これまで順次行われてきた維持管理の工事においても関与されている事業者か。</p> <p>片山浄水所について、施設をコンパクト化するということであるが、今回の工事によって、作業効率が上がるということか。</p> <p>片山浄水所の地下水の採取量が年々減少してきたというのは、施設の老朽化のせいなのか、地下水の減少のせいなのか、どちらか。</p> <p>片山浄水所と泉浄水所は吹田市の南部地域が給水地域であるが、他の地域の浄水所の老朽化対策の予定はあるのか。</p> <p>積算の根拠として使用された厚生労働省の水道施設整備費に関わる歩掛表と、国土交通省の公共建築工事積算基準及び下水道用設計標準歩掛表は、頻繁に更新されているのか。</p>	<p>順次、部分ごとの維持管理は行ってきましたが、抜本的な更新は今回が初めてです。</p> <p>はい、そのとおりです。</p> <p>J Vを組んでおりますので、構成員については吹田市内の事業者で、これまで水処理施設の工事を行ってきた事業者です。</p> <p>処理能力が現状の日量10,480 m<sup>3</sup>から12,750 m<sup>3</sup>に増強されます。</p> <p>井戸設備というのは、井戸を掘った後に砂利等を詰めて、金属製の配管を通しますが、施設が老朽化しますと、採れる水が少なくなってきます。地下水の量に影響が出ない範囲での取水に努めていますので、設備が老朽化してきたためと考えています。</p> <p>吹田市の北部地域については、大阪府の企業団の水が入っていますので、施設としては配水場となっています。</p> <p>基本的には、1年に1回更新されています。</p>
<p><b>【案件2】</b></p> <p>この事業は、12小学校区に15台ずつ計180台の防犯カメラを設置するということであるが、新規の事業ということか。</p> <p>入札を辞退した事業者がかなり多いが、どういう事情があったのか思い当たることはあるのか。</p>	<p>はい、昨年度から新たに開始した事業です。吹田市内には36小学校区があり、3か年事業の1年目として12小学校区に設置したものです。最終的には3年間で540台を設置予定です。</p> <p>具体的な事情は分かりかねますが、かなりの低価格競争が見られますことから、それについていけない事業者については辞退されたのではないかと考えています。</p>
<p><b>【案件3】</b></p> <p>学校の敷地の中にプレハブの建物を建てて、最初は賃借という形態で、その後無償譲渡を受けるということであるが、財政的な影響はどのように考えればいいのか。</p>	<p>最近、吹田市では小学校の児童数が増えており、留守家庭児童育成室のニーズが増えています。本来、学校の校舎の中に育成教室をつくるのが、地震等の災害時にも非常に有効ですが、余裕教室が全くない状況が各地域の小学校で起こっております。そのため、運動場の敷地等にプレハブの教室を建てていますが、時期は読めませんがいずれ吹田市も少子化になり、教室も空いてくる時期が到来してきます。そういう状況になれば、校舎内に育成室を戻していくことを考えていますので、例えば鉄筋で建てるのではなく、プレハブで仮設教室という形で運営しております。</p>

質問	回答
<p>鉄筋等で教室をつくと、いずれ少子化となって本来の校舎内に育成室を戻した時に、残された教室をどうするかという問題があるということだが、校舎内に育成室を戻す時期がいつ頃かというのは予測しているのか。</p> <p>契約金額については問題ないと考えていいのか。</p> <p>防災面については、この規模のプレハブで特に問題ないのか。</p> <p>吹田市では地域によって小学校の児童数が増加しているということであるが、空いている教室を使っている学校もあるのか。</p> <p>10年間で賃貸借契約が終了して、その後プレハブが無償譲渡されるということであるが、耐用年数はどれくらいか。また、10年後もまだ使えるのか。</p> <p>10年間の契約ということは、10年後の状況次第でプレハブを撤去して、教室内に戻すということも選択肢としてあるのか。</p> <p>この事業の予定価格が1億1,900万円近い金額に設定されているが、指名競争入札方式が採用されている。どういう基準で一般競争入札方式ではなかったのか、説明を願いたい。</p>	<p>教育委員会の方で毎年住民基本台帳に基づいて児童推計を出していて、それ使って推計しておりますが、6、7年先ではむしろ増えていくということになっております。吹田市全体の人口推計でも今後10年から15年程度は増えていくと聞いておりますので、現時点でどの時期に仮設教室をなくしていくということが見えているわけではありません。</p> <p>過去の同種の契約と比べると、今回は外構部分が多かったので若干高くなっておりますが、建物本体の価格はほぼ同じ金額なので、適切であると考えています。</p> <p>建築基準法の基準や消防の手続をクリアしておりますので、問題ないと考えております。</p> <p>吹田市内では36の公立小学校があり、プレハブの専用教室をつくっているのは、そのうち3分の1程度で、校舎内の教室の中で運営している学校の方が多いなっています。</p> <p>法定耐用年数が34年程度ありますので、最長でそれくらいは使えると考えております。</p> <p>はい、そのとおりです。</p> <p>10年間の賃貸借契約であり、規模が大きい事業者でないと対応できないため、吹田市の登録事業者の中から、10年後も存続しているであろうと予測される事業者の条件を設定し、その条件をクリアする10者で指名競争入札を行ったものです。</p>
<p><b>【案件4】</b></p> <p>6件の契約とも指名した事業者は全て同じで、中には辞退がほとんどなかった案件と、多数の辞退が出た案件があるので、その差がどこから出てくるのか、事情が分かれば教えてもらいたい。</p> <p>意図的にオーバーした金額を記入したということは考えられないか。</p> <p>指名した10事業者の中で、過去に落札したことがない事業者はあるのか。また、過去何年間ずっと契約している事業者はあるのか。</p>	<p>1回目の入札は全ての事業者が応札していますが、その金額が予定価格を超えていた案件については、当日、引き続き2回目の入札をしました。その時に、もうそれ以上金額を下げるのは無理だと判断した事業者については、辞退の札を入れたという形になっております。</p> <p>意図的に入れたということはないと考えています。</p> <p>吹田市内の小学校、中学校、幼稚園の70施設を5ブロックに分けて入札していますが、3年前の平成25年10月に初めて長期継続契約を締結しました。その3年後の平成28年10月から2回目の長期継続契約で、それ以前はごみ収集の特殊性から随意契約の形態をとっていました。平成25年度の入札で落札した事業者と、平成28年度の入札で落札した事業者は、5ブロックとも変わっていません。</p>

質問	回答
<p>その前の随意契約の時代とは、事業者は変わっているのか。</p> <p>随意契約の時代から今回の入札まで、それぞれ同じ事業者が契約し続けているということか。</p> <p>今の説明では談合について疑いを持ってしまいが、今のところは分からないということか。</p> <p>予定価格については、平成28年度予算額を基に算出するとともに、前回の契約金額等を考慮しているとのことであるが、そもそも予算額というのはどうやって決まっているのか。また、国や府で作成された積算基準はあるのか。</p> <p>前回の契約金額に基づいて予算額が決まると、前回契約した事業者は予算額自体を承知しているので、最低制限価格は設定されていないが、予定価格については、予算額が上限ということで事業者は承知しているということか。</p> <p>予算額は、前回の実績に基づいて既に決まっているが、この事業は全体が5ブロックに分かれているので、ブロックごとの予定価格は分からないと理解していいのか。</p> <p>ブロックの境界については固定的なものか。</p> <p>一つの事業者が複数のブロックを担当することは可能か。</p> <p>指名競争入札の要項において、複数の入札への参加を禁じていることはないのか。</p> <p>指名した10事業者については、吹田市内での実績があるということだが、それは家庭からの一般廃棄物の収集も含めて実績があるということか。</p>	<p>平成25年度に随意契約から入札に変えたときには、結果的には事業者は変わっていません。</p> <p>平成25年度に10者を指名して入札を実施しましたが、結果としては随意契約の時代と事業者は変わっていないということです。</p> <p>そのとおりです。もう一つ大きな要因として、環境部事業課からの配付資料で、市内の許可を受けている10事業者で指名競争入札を行うようにとされていることから、そういう疑いがあるからどこでも指名してよいというわけにはいかないという事情があります。今のところ入札をした結果、事業者が変わっていないということです。</p> <p>基礎となるような積算基準はありません。予算額については、前回の契約金額に基づいた金額しかついていない中で、それに基づいて予定価格を組まざるを得ないという状況になっています。</p> <p>事業者が予定価格を知っているということはありません。前回の落札事業者は前回の契約金額は知っていますが、市が組んでいる予算額は各事業者とも知らない状態です。例えば最低賃金額が上がって、予算額が増えている可能性もゼロではありません。ただ、結果的に平成28年度の予算額については、前回の契約金額しかつかなかったという現状の中で入札しておりますので、前回の落札事業者であっても、予定価格は分からないと思います。</p> <p>教育総務室の委託料の総額は分かりますが、個別の予算額については分からない状態です。</p> <p>はい、従前からブロック分けは変更しておりません。それぞれの地域性や交通状況がありますので、極力隣接した学校区でのブロック分けをしています。</p> <p>可能かどうかは、各事業者のごみ収集車の状況等によりますので、市の方では分かりません。</p> <p>そういうことはありません。事業者がその都度判断して応札しているので、複数ブロックの収集が可能であれば、複数の入札に応札してきます。</p> <p>一般廃棄物の収集は許認可業務になっており、吹田市内でこの10事業者が許認可を受けています。許認可が下りていない事業者はこの業務ができないので、従来から吹田市内のごみの収集の実績はありと考えています。</p>

質問	回答
<p>積算の基準はないとのことであるが、他市と比較して吹田市のごみ収集の契約金額はどの程度なのか。</p> <p>契約金額の合理性ということについては、これまでの実績を踏まえて判断するしかないのか。</p> <p>落札率が非常に高いということを考えて、最初に予定価格を算定する際の合理性をもう少し考える余地があると思う。例えば他市の同規模の排出量での金額と比較をすれば、より合理性が高くなるのではないか。</p> <p>学校によっても排出量にかなり差があるのか。</p> <p>他市との比較は難しいということであるが、同規模の児童数のところとの比較はできるのか。</p> <p>競争入札の制度を取り入れた実質を高めるための措置が必要であり、それが価格の適正化にもつながると思う。一番やりやすいのは他市との比較で、今後も同じ方法でやっていくのではなく、問題意識を持つ方が良いのではないか。</p> <p>平成25年度に随意契約では駄目だと判断された原因や、基礎となる考え方について教えてもらいたい。</p>	<p>他市と比較したことはありませんので、どの程度かということは承知しておりません。</p> <p>入札額と予定価格の差がありすぎて落札できないという状況になると問題だと思いますが、現状は2回目入札もありましたが予定価格の範囲内で契約できているので、妥当性はあると考えています。</p> <p>給食の残飯の量などかなりまちまちの状況の中で、他市と比較するのは難しいと思います。ただ、必ず定曜日にきちんと収集してもらっているという状況です。</p> <p>飽くまで予定数量ということで、各学校で実際にどれだけ排出されたのか、実績をつかむことはできませんが、児童・生徒数によってかなり差があります。ただ、必ず定曜日に回って、特に残飯の積み残しが無いようにするという点では、今の契約事業者はきちんとしていると考えています。</p> <p>どのようにできるのかということについては、一度研究させていただきたいと思います。</p> <p>他市との比較については、児童・生徒数、給食の有無、樹木の枝の処分等も全部含めると、厳しいと思います。ごみの収集については、決まった時間にきちんと行うというのが基本だと思います。平成25年10月より前は随意契約をしていましたが、それでは駄目だと判断し、10者を指名して入札を行いました。結果的に事業者が変わっておらず、落札率が100%近いですが、ごみの収集をきっちりとしていただくのを最優先としたときに、事業者と市の予算額で折り合いがつかず、ごみの収集ができないと一番困りますので、できればこのやり方で引き続きやりたいと考えています。</p> <p>ただ、落札率が100%に近いということについては、改めて研究していきたいと考えています。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の中で、市が一般廃棄物の収集を委託する場合の基準として、受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることや、委託料が受託業務を遂行するに足る額であることと等が定められています。</p> <p>本市では、今まで一般廃棄物処理の公共性から、公共施設の一般廃棄物の定曜日収集運搬業務については、随意契約の形態をとっておりましたが、随意契約でなくても対応が可能であるとその当時判断しました。今回は学校と消防施設の分だけが審議の対象となっていますが、全庁的に平成25年10月から指名競争入札の形をとっています。</p>

質問	回答
<p><b>【案件 5】</b></p> <p>入札が不調になった経過や理由についての説明をお願いしたい。</p> <p>警備業務であることから仕様や積算を見直すことは困難であるためとのことであるが、これについて補足で説明をお願いしたい。</p>	<p>本案件については、一度目の入札を行って、落札決定をしましたが、落札事業者が2年6か月分の入札金額を入れるところを、勘違いして1年分の金額を入れたために辞退したものです。そのため、前回契約していた事業者と協議し、平成28年4月1日から9月30日までの6か月間の随意契約を締結後、改めて入札を行った業務です。</p> <p>当初は、6か月間の随意契約を想定しておらず、入札が6か月先送りとなったこと及び契約期間が平成28年10月1日から平成31年9月30日までの3年間となったことで、予算額以上に事業者の想定した人件費や物品費が上昇したため、入札が不調になったものと思われます。</p> <p>本件は、警備業務であることから仕様や積算を見直すことは困難であるため、最低価格を提示した事業者と随意交渉をした結果、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により契約を締結したものです。</p> <p>この業務については、日中は自転車駐車場の詰所にシルバー人材センターの者がおりますが、その方が帰ってから深夜1時までの間の警備をお願いするのと、料金を収受する機械の夜間の機械警備をやっております。</p> <p>入札が不調になった場合に、事業者を入れ替えたり、仕様を変更したりして入札をやり直すことは可能ですが、この案件については、1回目の入札で指名した8者のうち4者が応札し、2回目は1者だけ応札がりましたが不調でした。ただ、その事業者と交渉することによって、仕様書を見直すこともなく、8号随意契約によって契約することができたということです。</p>
<p><b>【案件 6】</b></p> <p>この案件は、プロポーザル方式の案件で、参加資格を限定したことにより応募者が1者しかなかったが、今後ほかの留守家庭児童育成室でも同じような条件で実施するのか、それとも変更する可能性はあるのか。</p>	<p>参加資格を限定した理由については、子供達に直接接して保育をする業務のため、実績を重視し、吹田市内又は近隣の市で、保育園か幼稚園を運営していて、幼児教育や児童保育に実績や研鑽を積んでいる事業者を想定しました。それと、緊急時に現場に責任者を派遣してもらう必要があるため、概ね1時間の範囲内に事業所があれば対応ができるという考えから、事業所の範囲を限定し、このように参加資格を設定しました。</p> <p>しかし、学校法人については、幼稚園と学童保育は違うということで余り興味を示してもらえず、また、社会福祉法人については、保育士をそろえて新規事業に手を上げる余裕がないということで、参加事業者数が非常に少ない結果になりました。</p> <p>留守家庭児童育成室の利用者数が急増しており、直営だけでは指導員の数が足りないので、現在の計画では、全体の3分の1に当たる12の児童育成室を委託しようと考えています。この千里たけみ小学校は4校目ですが、今後は参加資格の制限をもっと緩和し、子供達の教育、保育に実績があれば、社会福祉法人や学校法人に限定せず、その他のNPO法人や株式会社を含めて参加資格を設定したいと考えています。</p> <p>また、緊急時にどういう対応をするのかを含めて応募した事業者に提案してもらうことで判断しようと考えています。</p>

質問	回答
	<p>えていますので、時間制限についても廃止をして、少しでも多くの事業者に手を挙げていただける形をとって、適正にプロポーザル方式を実施していきたいと考えています。</p>
<p><b>【案件 7】</b></p> <p>解体工事が行われて、その後グラウンドの整備を行う関係で、「高野台小学校内保育施設賃貸借業務」の受注者と同じ事業者が随意契約で外構改修工事を発注したということは分かったが、解体工事を受注していた事業者も同じ事業者だったのか。</p> <p>今回、別々の案件として契約したため随意契約となったが、始めから賃貸借業務とこの外構改修工事をまとめて発注することは考えられなかったのか。</p> <p>当初の計画から変わったので、現場の状況から随意契約にしたということか。</p> <p>小学校内保育施設賃貸借業務というのがよく分からないので、説明を願いたい。</p> <p>賃貸借を行う事業者が外構改修工事までなのか。</p>	<p>解体を請け負っていたのは、別の事業者です。</p> <p>まず吹田市の基本方針として、地元事業者の受注機会を増やすため、分離分割発注を基本としています。もう一点は、工事と賃貸借業務を一括で発注するのが難しいという判断がありました。その二点から工事と賃貸借業務を別で発注しました。</p> <p>元々、グラウンド整備については当初の計画になく、学校からの要望があつて当初の計画外のものを整備しましたので、随意契約の形をとらせていただきました。</p> <p>「高野台小学校内保育施設賃貸借業務」については、高野台小学校の運動場の一部を使い、吹田市の未就学児の待機児童対策として、プレハブを建設し、そこで保育園を運営するための賃貸借業務です。</p> <p>この事業者については、建設工事でも入札参加資格の登録があり、工事でもできると判断して随意交渉させていただきました。</p>
<p><b>【案件 8】</b></p> <p>結果として1者のみが入札参加となったということであるが、考えられる原因としてはどのように分析しているのか。</p>	<p>入札参加資格を満たす登録事業者が20数者ある中で、1者しか入札に参加しなかった原因としては、土木設計という業種にしぼって公告しましたが、土木設計の登録事業者の中でも水道の設計をやっている事業者があまりないのが原因と考えています。特にこの案件については、吹田市内に本店か支店を置いている事業者の中での競争となっていますので、参加できる事業者が少なかったと考えています。</p>
<p><b>【案件 9】</b></p> <p>この案件について18校一括で発注する必要性はどこにあったのか。</p>	<p>吹田市内の小・中学校は合せて54校ありますが、建築物については建築基準法において3年に1回の点検が義務付けられていますので、小・中学校を3つのグループに分けて、毎年1グループずつ点検を行っています。</p> <p>施設の全体を点検する業務については3年に1回ですが、それ以外の小学校にある給食調理室の換気設備の点検については毎年実施することとなっていますので、5校がメインの建築物の点検で、13校が給食調理室の換気扇の点検のみとなっています。</p>



質問	回答
<p>5校と13校で分けて発注するということはできなかったのか。</p> <p>3年に1回定期的に業務を行っているということであれば、今回のように8号随意契約になってしまうことのないような試みは何か考えられるのか。</p> <p>何か一般的に参考にする積算基準はあるのか。</p> <p>入札不調になってしまうということ、積算の基準自体が実態と合わないということか。</p>	<p>給食調理室の換気扇を調べるという細かい業務になると、それを分けるのは実務上そぐわないということで、ある程度まとまった形でグループ分けをして発注しています。</p> <p>今回、8号随意契約になったのは、金額の面で落札者がいなかったということです。金額の算出については、一定の基準のある建築士の報酬を基に算出しており、市としては基準に沿って適正に算出していると判断していますので、これからもこの形で算出したいと考えています。応札される事業者の状況もあると思いますが、一定の基準を基に設計価格を算出しております。</p> <p>建築士等の単価につきましては、国が出している設計業務委託等技術者単価と、建築保全業務積算基準に基づいて積算しています。</p> <p>実態に合わないというより、規模によると思うのですが、できるだけまとめて発注した方がボリューム的に大きくなるので、落札しやすくなるのではないかと考えています。</p>
<p><b>【案件10】</b></p> <p>防犯カメラについては、案件2でもあったが、落札率が非常に低くなっている。カメラの台数や工事費等を11館分一律に想定していたため、見積額が高額になったということであるが、見積額を決定して、それをチェックする仕組みはあるのか。</p> <p>当初は11館分一律に想定していたが、結局は一律の体制ではなく、必要でないものも出てきたということか。</p> <p>今回のように落札率が非常に低く、本来の予算よりはるかに低い額で契約した場合、予算の余った分はどのように処理しているのか。</p> <p>減額補正により全市的に調整するということか。</p>	<p>予算要求時に見積書を徴取した時点では、市が要求しているカメラの台数、それに必要な工事費等を見込んだ場合に、どれだけ費用が掛かるか見積りを依頼しただけで、特にチェックはしておりません。</p> <p>実際に見積書を作成してもらう時点で、各施設の現場を見に行ってもらい、必要な撮影の範囲や角度、そのために必要なカメラ、設置する場所から記録装置までに必要な設備、工事費等を個別に積算してもらったほうがよかったのですが、飽くまで予算要求のためという依頼であったため、事業者は現地を個別に見ておりませんでした。その結果、工事費が足りなくなることがないように見積りをしたため、このような状態になったものと考えています。</p> <p>余った予算につきましては、減額補正で減らしております。</p> <p>はい、そのとおりです。</p>

質問	回答
<p>【案件 1 1】</p> <p>市内事業者のうち商品を取り扱っている4者を選定したとあるが、4者のうちから1者に決定した事情について、説明してもらいたい。</p>	<p>4者で見積り合せを実施し、その中で最低価格を提示した事業者と契約を締結したものです。</p>

6 審議結果 審議を行った案件については、概ね適正に処理されていたものと認める。

7 審議に際して委員から出された意見

- (1) 学校施設等の一般廃棄物収集運搬業務については、落札率が非常に高くなっているが、例えば他市の同規模の排出量での金額と比較をするなど、なお一層競争入札の実質を高めるため、価格の適正化に向けた検討が必要ではないか。
- (2) 留守家庭児童育成室運営業務については、プロポーザル案件とされたところ、応募者が1者しかなかった。しかし、参加資格を限定しすぎると、問題が生じた場合に他に委託できる事業者がなくなるおそれもあるため、参加できる事業者を広げる方向で進められたい。
- (3) 学校施設の建築物・建築設備定期点検業務について、今後、定期的に業務を実施していくに当たり、入札不調による随意契約はあまり望ましくないため、設計価格の算出について何らかの工夫ができないか引き続き検討をされたい。
- (4) 防犯カメラの購入について、落札率が非常に低くなっているが、予算の積算に当たり複数の事業者から見積書を徴取するなど、工夫をされたい。